



第4号様式

流教ス第21号
令和4年6月1日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

| | | | |
|--------------|-------------------|---|---|
| 報告年月日・番号 | 令和4年2月17日・流監第119号 | | |
| 監査の種別 | 定期監査・行政監査 | | |
| 部 課 等 名 | 区分 | 指摘事項等 | 措置事項 |
| 生涯学習部スポーツ振興課 | 指摘 | 行政財産使用料について、行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料は消費税相当額（算出した額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て））を加算することと規定しているが、加算されていなかった。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。 | 令和3年度分については差額を正しい金額で精算済みであり、今後は、当該事務に係る事務マニュアルを策定し、担当者及び決裁者で共有し、適正な処理に努めてまいります。 |
| 生涯学習部スポーツ振興課 | 指摘 | 行政財産使用料の算出について、建物の再調達価格や土地の評価額の根拠資料の添付がなく、前年度と同じ単価で算出していた。適切な根拠資料及び条例に基づく適正な使用料の算出を求める。 | 令和3年度分について、正しい評価額等を確認し、再度算出を行い精算しました。また、策定した事務マニュアルを担当者及び決裁者で共有し、適正な処理に努めてまいります。 |
| 生涯学習部スポーツ振興課 | 指摘 | 行政財産使用料を算出するにあたり、誤った条例を適用したことにより、誤った金額で許可していた。また、教育財産の名称及び所在地を間違えて許可書を発行していた。適切な条例を適用するよう留意するとともに、条例に基づく適正な使用料の算出及び事務執行を求める。 | 流山市民プールは、流山市占用料条例に基づく占用料としなければならないところ、誤って流山市都市公園条例を適用して算定していました。 また、教育財産の名称及び所在地を間違えて許可書を発行していました。 令和3年度分の使用料については、正しい金額で精算済みです。 今後は、当該事務に係る事務マニュアルを策定し、担当者及び決裁者で共有し、適正な処理に努めてまいります。 |
| 生涯学習部スポーツ振興課 | 意見 | 自動販売機設置場所賃貸借において、募集要項で定めた納入期日後に納入通知書発行の起案を作成、発送し、かつ調定票を規則どおりに起票していなかった。規則等に基づき適正に事務を執行されたい。 | 今後は、当該事務に係る事務マニュアルを策定し、担当者及び決裁者で共有し、適正な処理に努めてまいります。 |

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。